

ほう素・ふっ素等に係る排水対策促進検討会・ 温泉分野技術検討会の開催 環境省



環境省では、平成22年6月のほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の暫定排水基準見直しに向けたフォローアップのための検討会が設置され、第1回検討会が平成20年10月10日に開催されました。また、同日、温泉を利用する旅館業に対する検討を行う第1回検討会も開催されました。

水質汚濁防止法におけるほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の暫定排水基準については、平成19年7月1日に見直しが行われたところです。その際、排水実態や排水処理技術等の現状を踏まえ、21業種について3年間の期限で暫定基準が延長されています。

そこで、次回暫定基準見直しに向けて、業界ごとに実行可能な取組の実施、専門家による技術的助言、技術開発の促進などのフォローアップを実施するために検討会が設置されました。今回は、各分野の取組状況の確認、取組促進に向けた検討等が行われました。

さらに、上記21業種のうち、「旅館業(温泉を利用するものに限る)」については、施設数が多く、その排水中に自然由来の多種多様な成分が含まれており、全国的な排水実態が十分に明らかにされていません。そのため、これらの調査を行うと共に、排水処理促進のための技術的検討を行うための温泉分野技術検討会が設置されました。ここでは、これまでの調査結果、対策の確認、及び温泉旅館の排水実態把握のための調査計画等について検討がされました。

今後も、平成22年6月のほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の次回暫定排水基準見直しに関する情報につきましては、随時ご提供させていただきます。

また、当社では、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の排水分析を行っております。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008年10月2日付 環境省 報道発表資料

水質分析箇所 長谷川知草